

## 防災分野における女性活躍推進のための事例集及び啓発ポスター制作業務委託に係る企画提案競技募集要項

### 1 趣旨

本要項は、「防災分野における女性活躍推進のための事例集及び啓発ポスター制作業務委託」（以下「本業務」という。）に係る委託先の選定に関し、企画提案競技（以下「本件」という。）に参加しようとする者（以下「参加者」という。）が遵守しなければならない事項を定めるもの。

なお、本実施要項と、県が公表したその他の資料等との間に異なる点がある場合は、本実施要項が優先する。

### 2 競技に付する事項

- (1) 業務名  
防災分野における女性活躍推進のための事例集及び啓発ポスター制作業務委託
- (2) 業務仕様書  
別紙1のとおり
- (3) 履行場所  
大分県大分市大手町3丁目1番1号 大分県生活環境部防災局防災対策企画課
- (4) 業務の履行期間  
契約の日から令和8年3月19日まで
- (5) 委託金額の上限  
2,204,400円（消費税及び地方消費税10%相当額を含む）

### 3 企画提案競技に参加する者に必要な資格

企画提案競技への参加は、次の各号の要件に該当する者とする。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 県が委託する事業を適格に遂行する能力を有する法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 本県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者または同等の資質を有する者であること。
- (4) 次の各項目に該当すること
  - ア 県内に本社又は営業所を有する者であること。
  - イ 本業務の実施にあたり専任の担当者を配置し、県との打ち合わせ等に担当者等を速やかに出席させることが可能な者であること。
  - ウ 県から要請があった場合、速やかに担当者等の派遣が可能な者であること。

- エ 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。
  - オ 特定の公職者（その候補者を含む）または政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とする者でないこと。
  - カ 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
    - a 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
    - b 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
    - c 暴力団員が役員となっている事業者
    - d 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
    - e 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
    - f 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
    - g 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に非難される関係を有している者
    - h 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (5) 事業を適切に運営できる組織体制を備えていること。取材から編集、印刷物等を作成するためのノウハウがあること。

#### 4 参加申込受付

企画提案競技への参加を希望する者は、下記（1）提出書類を期限までに提出すること。（電子メールで申込む場合、送信後は必ず電話で防災対策企画課（下記（5））宛てに着信確認すること。）

##### (1) 提出書類

- 参加申込書（様式1）
- 企画提案競技参加資格確認申請書兼誓約書（様式2）

なお、大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等にかかる競争入札に参加する資格を有していない者については、次に定める入札参加資格確認申請時の必要書類を併せて提出すること。
- 営業概要書、貸借対照表、損益計算書
- 取扱商品等調書
- 国税（法人税、消費税及び地方消費税）について滞納がないことが確認できる税務署長の証明
- 大分県の県税（全税目）について滞納がないことが確認できる県税事務所長の証明（大分県内に本店・支店・営業所がない場合は不要）
- 登記簿謄本

○定款（写し）

(2) 提出期限

令和7年10月17日（金）17時必着

(3) 提出部数

1部

(4) 提出方法

下記の提出先に電子メール、持参又は郵送（書留郵便）により提出

(5) 提出先

大分県生活環境部防災局 防災対策企画課 防災推進班

〒870-8501

大分県大分市大手町3丁目1番1号

TEL：097-506-3155

E-mail：a13581@pref.oita.lg.jp

(6) その他

- ・参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届〔任意様式〕を提出すること。
- ・参加資格者審査結果については、参加申込書受理後に随時通知する。

## 5 企画提案に係る提出書類

(1) 提出書類

企画提案競技に参加する者は、次のすべての書類を提出すること。

書 類	内 容	提出部数
1 企画提案書 (様式3)	本事業の目的を踏まえた企画・提案をすること。任意様式により企画書（デザイン・コンセプト案等）を添付すること。	1部電子メール
2 提案者概要書 (様式4)	名称、所在地、類似事業等の事業実績等を記載すること。	1部電子メール
3 業務工程表 (任意様式)	業務を実施する年間スケジュールを記載すること。	1部電子メール
4 協力企業一覧表 (任意様式)	業務の実施にあたり、協力して業務を行う企業がある場合は、当該企業の住所、名称及び協力して行う業務内容を一覧表にして添付すること。主たる業務以外の単なる作業の外注である場合は不要。 ※複数の法人等でグループを構成して参加する場合は、代表者を定めて参加すること。なお、当該グループ	1部電子メール

	プの構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で参加することはできない。	
5 業務実施体制表 (任意様式)	本業務に関わる予定職員の所属、氏名を一覧表にして添付すること。また、県との打合せ等に出席する専任担当者を明記すること。 なお、協力企業がある場合は、当業務実施体制表に協力してもらう業務内容毎に、当該企業の住所、名称を併記すること。	1部電子メール
6 見積書 (任意様式)	企画内容と経費の関係が分かる内訳を記載すること。	1部原本
7 誓約書 (様式5)		1部原本

(2) 提出期限

令和7年10月23日(木) 17時必着

(3) 提出方法

電子メール(電子メールで申込む場合、送信後は必ず電話で防災対策企画課(4(5))宛てに着信確認すること。)、持参又は郵送(書留郵便)

(4) 提出先

4(5)と同様

## 6 審査方法及び結果通知

(1) 審査方法

書面審査とする。なお、提案競技参加者が多数の場合、大分県生活環境部防災局防災対策企画課長は予備審査を行うことができる。予備審査を実施した場合は、その結果を全ての企画提案者にメールで通知する。

(2) 審査基準

別紙2「審査基準」により審査し、最も評価の高い者を実施主体として選定する。なお、合計得点が5割に達しない場合は委託業者として選定しない。

(3) 結果通知

審査結果については、後日、提案者あて通知する。なお、審査の結果に関する問い合わせ、異議申立ては受け付けない。

## 7 質疑

質問の受付は、すべて「質問票」(様式6)にて行うものとし、令和7年10月9日(木)17時までにEメールにて照会し、質問書を提出した旨を電話で連絡すること。

(1) 質問提出先

大分県生活環境部防災局 防災対策企画課 防災推進班

TEL : 097-506-3155 E-mail : [a13581@pref.oita.lg.jp](mailto:a13581@pref.oita.lg.jp)

(2) 回答の場所

令和7年10月14日(火)までに、質問者にe-mailで回答し、大分県ホームページに掲載する。

(3) その他

- ・受付期間経過後の質問、指定した方法以外での質問は受け付けない。
- ・提案書の審査に係る質問には回答しない。

## 8 企画提案競技に係るスケジュール

- |                  |                     |
|------------------|---------------------|
| (1) 質問受付期限       | 令和7年10月9日(木) 17時まで  |
| (2) 質問回答期限       | 令和7年10月14日(火)       |
| (3) 参加申込書提出期限    | 令和7年10月17日(金) 17時まで |
| (4) 企画提案関係書類提出期限 | 令和7年10月23日(木) 17時まで |
| (5) 審査結果の通知      | 令和7年11月4日(火) (予定)   |

## 9 業務委託契約の締結

県は、審査の結果を踏まえて採択予定者を決定し、事業内容及び委託金額について双方協議のうえ、大分県契約事務規則に基づき、業務委託契約を締結する。

## 10 受託者の変更

契約締結後であっても、提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、受託者に重大な瑕疵がある場合、業務遂行の意思が認められない場合、または、業務遂行能力がないと認められる場合等は、契約を解除し、受託者を変更することを妨げないものとする。

## 11 その他企画提案等にかかる留意事項

(1) 説明書の承諾

提案者は、企画提案書の提出をもって、本説明書の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 提出書類の返却

提出されたすべての書類は返却しない。また、この企画案にかかる審査以外には使用しない。

(3) 提出書類の追加・修正等

一旦提出された提案書類の差し替え及び追加、削除は理由の如何に関わらず一切認

めない。

(4) 提案に要する費用負担

提案書類の作成及び提出等に要する費用は提案者の負担とする。

(5) 提案者の欠格事由

提案者が次の事項に該当した場合は、失格とする。

①提案書類の提出期限を過ぎた場合。

②提出に参加する資格がない者が提案したとき。

③住所、氏名、印影若しくは重要な文書の誤脱、その他提出書類に虚偽の記載をした場合。

④その他、提示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき。

(6) 事業実施にあたっては、県と協議のうえ進めること。

(7) その他、定めのない事項について、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに大分県個人情報保護条例、大分県会計規則及びその他の大分県が制定する関係条例規則等に従うこと。

## 1.2 本企画提案競技に関する問い合わせ先

大分県生活環境部防災局 防災対策企画課 防災推進班

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

TEL : 097-506-3155

FAX : 097-533-0930

E-mail : a13581@pref.oita.lg.jp